

振興資金(転業)及び創業支援資金の申込手続の流れ

- 1 申込者⇒金融機関
川崎市創業支援資金等(企業診断)申込書・添付資料一式を提出
 - 2 金融機関
(1)記載内容の確認・審査、自己資金要件や添付資料を確認
(2)確認欄(利用制度、保証制度等)の記入及び誓約書の作成
(企業診断を省略できる場合(※1)、川崎市創業支援資金等(企業診断)申込書の金融課への提出は不要とし、下記7の流れに進みます。)
 - 3 金融機関⇒金融課 ----->
川崎市創業支援資金等(企業診断)申込書・添付資料一式を送付
 - 4 金融課⇔申込者 ----->
金融課職員が申込書類等を基に事業計画についてヒアリング
 - 5 金融課⇔申込者 ----->
金融課が依頼する中小企業診断士による企業診断及び現地調査
※新製品開発の場合
神奈川県立産業技術総合研究所による新製品技術評価を 実施後に上記企業診断及び現地調査を行います。
《新製品技術評価には少なくとも1か月かかります。》
 - 6 金融課⇒金融機関、金融課⇒川崎市信用保証協会 ----->
企業診断報告書を送付
 - 7 金融機関⇒申込者 ----->
融資申込について審査(※2)
 - 7-2 申込者⇒金融機関⇒川崎市信用保証協会
次により金融機関経由で川崎市信用保証協会に保証委託申込み
(1)申込者は金融機関に保証委託申込書等を提出
(2)金融機関が川崎市信用保証協会に上記申込書を提出
 - 8 川崎市信用保証協会 ----->
保証申込について審査(※2)
 - 9 川崎市信用保証協会⇒金融機関⇒申込者 ----->
(1)川崎市信用保証協会が金融機関に信用保証の審査結果を連絡
(2)金融機関が申込者に審査結果を連絡
(3)金融機関が申込者に企業診断報告書を送付
 - 10 金融機関が融資実行 ----->
 - 11 金融機関⇒川崎市信用保証協会
保証委託契約書を送付
- ※1 次のいずれかに該当する場合(振興資金(転業)、新製品開発・新分野進出)中小企業診断士による企業診断を省略できます。
①決算を一期以上終えている方、②申込額800万円以下の方
③当該資金利用に伴う企業診断を受けたことがある方
- ※2 審査の結果、御希望に添えない場合があります。

スケジュールの目安

金融課受付

受付後 7 日目頃

受付後 14 日目頃

受付後 21 日目頃
(診断後 7 日目頃)

条件の有無や審査経過により異なります。